



資料 1

厚生労働省発職 0326 第 1 号

令和 2 年 3 月 26 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者介助等助成金

一 障害者介助等助成金の支給対象となる事業主に、新たに1から3までのいずれかに該当する措置を行う事業主（当該措置を行わなければ、対象障害者である労働者（当該措置を行うことにより、雇用の促進及び継続を図ることが適当であると独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下この一及び第二の一において「機構」という。）が認める者に限る。以下この一及び第二の一において同じ。）の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める者に限る。）を加えることとすること。

1 その雇用する対象障害者である労働者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この第一の一において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護に係る障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス又は障害者総合支援法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービス（2及び3において「指定障害福祉サービス等」という。）（以下この1及び第二の一の1において「指定重度訪問介護等」という。）を受ける者である場合におけるその業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者（2及び3

において「第三号職場介助者」という。）の委嘱（指定重度訪問介護等を行う障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は障害者総合支援法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所（以下この一及び第二の一において「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に委嘱した場合に限る。）

2 その雇用する対象障害者である労働者が、障害者総合支援法第五条第四項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービス等（以下この2及び第二の一の2において「指定同行援護等」という。）を受ける者である場合における第三号職場介助者の委嘱（指定同行援護等を行う指定障害福祉サービス事業者等に委嘱した場合に限る。）

3 その雇用する対象障害者である労働者が、障害者総合支援法第五条第五項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービス等（以下この3及び第二の一の3において「指定行動援護等」という。）を受ける者である場合における第三号職場介助者の委嘱（指定行動援護等を行う指定障害福祉サービス事業者等に委嘱した場合に限る。）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 重度障害者等通勤対策助成金

一 重度障害者等通勤対策助成金の支給対象となる事業主に、新たに1から3までのいずれかに該当する措置を行う事業主（当該措置を行わなければ、障害により通勤することが容易でないため、対象障害者である労働者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める事業主に限る。）を加えることとする。

1 その雇用する対象障害者である労働者が、指定重度訪問介護等を受ける者である場合におけるその労働者の通勤を容易にするための指導、援助等を行う者（2及び3において「第一号の二通勤援助者」という。）の委嘱（指定重度訪問介護等を行う指定障害福祉サービス事業者等に委嘱した場合に限る。）

2 その雇用する対象障害者である労働者が、指定同行援護等を受ける者である場合における第一号の二通勤援助者の委嘱（指定同行援護等を行う指定障害福祉サービス事業者等に委嘱した場合に限る。）

3 その雇用する対象障害者である労働者が、指定行動援護等を受ける者である場合における第一号の二通勤援助者の委嘱（指定行動援護等を行う指定障害福祉サービス事業者等に委嘱した場合に限る。）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この省令は、一部を除き、令和二年十月一日から施行することとする。